

令和2年第8回教育委員会議 議事録

1. 開催日時

令和2年7月27日（月） 午前10時～午前11時45分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝
委員 中村 弘樹
委員 役重 眞喜子
委員 衣更着 潤
委員 熊谷 勇夫
委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長	岩間 裕子
教育企画課長	小原 賢史
学務管理課長	佐々木 晋
学校教育課長	佐々木 健一
こども課長	今井 岳彦
文化財課長	平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画係長 佐々木 晶子
主事 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

ただ今から、令和2年第8回花巻市教育委員会議定例会を開会します。会議の日時、令和2年7月27日、午前10時。会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第18号「花巻市立学校の廃止に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長

○小原教育企画課長

議案第18号「花巻市立学校の廃止に関し議決を求めることについて」御説明申し上げます。

本議案は、少子化等により児童数が減少していることから、学校規模の適正化により、教育環境の充実を図るため、花巻市立内川目小学校及び花巻市立亀ヶ森小学校を廃止し、花巻市立大迫小学校に統合しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、学校廃止に関し、教育委員会議での議決を得ようとするものであります。廃止の時期は、令和3年3月31日であります。

なお、資料に添付しております、資料その1「花巻市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」及び資料その2の新旧対照表につきましては、本議案を教育委員会議で御決定いただきました後、9月の花巻市議会定例会に提案する予定のものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。

(なしの声)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号「花巻市立学校の廃止に関し議決を求めることについて」原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から説明を求めます。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

議案第19号「花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

本規則は、令和2年度からの学校給食費の公会計化に伴い、市内の学校給食センター運

営委員会を一つに統合するため所要の改正を行うものであります。

改正の内容について御説明いたします。お手元に配布しております議案第19号、資料1、2も併せて御覧くださるようお願いいたします。第6条は、学校給食センターごとに設置する規定になっている運営委員会を、市全体で一つの運営委員会を置く規定に改めるものです。運営委員会は、センターごとに給食の実施状況を報告し、学校給食費予算、決算や、次年度の給食実施日数、一食当たり単価を審議している諮問機関ですが、今年度から、学校給食費は、市が徴収して食材業者へ直接支払いする公会計方式に移行しており、一食当たり単価につきましても公会計化を契機に市内小中学校でほぼ統一され、給食センターごとに諮問する必要性が薄れたことから、運営委員会を一つに統合しようとするものです。

次に、本規則は、令和2年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただ今、事務局から説明がありました。本案について質疑のある方、ございませんか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号「花巻市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則」を原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり議決されました。

議案第20号「花巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

議案第20号「花巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則について」御説明申し上げます。

本規則は、令和2年1月17日に、文部科学省において告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受けて、岩手県教育委員会におい

て「義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」が令和2年8月1日に施行されることに伴い、同条例第7条の規定に基づき、花巻市立学校に勤務する教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置等について、必要な事項を定めようとするものであります。

それでは、規則の内容について御説明いたします。題名は「花巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」とし、第1条は、この規則の趣旨について、第2条は、用語の意義について定めるものであります。第3条は、教育職員の業務量の適切な管理のための措置として、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間である「時間外在校等時間」の上限の範囲について定めるものであります。第4条は、前項に定めるもののほか、必要な事項について、教育委員会が別に定める旨を規定するものであります。

次に、本規則は、令和2年8月1日から施行しようとするものであります。附則第2項は、所要の経過措置を講じるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。役重委員

○役重委員

お尋ねします。この文部科学省の告示と、県の条例の一部改正の中身の説明をお願いします。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

告示の内容につきましては、時間外在校時間の月の上限を45時間、1年については360時間とするものです。時間外勤務については、2016年文科省の教員勤務実態調査で、時間外労働が中学校の先生方の6割、小学校の先生方の3割が過労死ラインの月80時間を超えているという調査がありまして、精神疾患による休職は年間5,000人にも上るものであります。その原因は、部活動や授業数の増加ということです。本来、教職員の超過勤務は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」により規定されております。校外実習や修学旅行等の行事、職員会議、非常災害の4項目の時間外勤務のほかに、実質の命令を受けてではない、教職員が自ら教材研究等で残る時間も含めて調査するものです。それも含めて、時間外の在校等時間を月45時間以内、年間では360時間を設定するものです。ただし、児童生徒に係る臨時的・特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1カ月の時間外在校等時間は100時間未満、1年間の時間外在校時間720時間以内、そして、連続する複数月の平均時間外在校時間は、80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月までとするものでござい

ます。かいつまんでお話ししましたが、このような内容でございます。

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

県条例7条によって、市町村の教育委員会が規則を定めるとされているということですか。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

県条例が7月13日に公布されており、それに合わせて、市町村で対応する措置を講じようとしているものであります。県の担当と話した上で、県が条例改正した後に市町村が規則を定める旨の話があったものです。県条例7条をお読みいたします。「教育職員の服務を監督する教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量を適切に管理するための措置を講ずるものとする。」

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正から、ここに至るまでの考え方について説明をお願いします。

○佐々木学務管理課長

第7条は在校等時間の上限関係で、令和2年4月から施行され、県では7月に改正条例を公布し、それを受けて、市町村では規則の改正を行っているものです。第5条は変形労働時間制の活用関係です。それにつきましては、来年度、令和3年4月から施行されますが、取り入れるかどうかは、市町村教育委員会の選択によるものでございます。

○佐藤教育長

ほかに、御質問、御意見はございますか。役重委員

○役重委員

文部科学省の指針の資料によると、教育委員会が服務を監督している、教育委員会が定めるとのことですが、花巻市教育委員会で上限方針の実効性を高めるための手段があるのですか。現場で守れるとは到底思えません。都道府県が実効性を高めるための措置を講ずるのですか。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

都道府県が実効性を高めるための措置を講ずるというよりも、現在は、市町村で学校における多忙化解消プログラムを平成27年度から引き続き行っております。今年度からは、在校時間の記録を、パソコンのタイムカード機能を使用して、ログオンとログオフまでの通算から、休憩時間45分を引く等の操作をして、実際に各学校から教育委員会に報告が来ております。なお、岩手県からは、各市町村の働き方改革の取り組みを紹介する情報が来ております。それを、各学校に情報提供という形で行っております。花巻市、岩手県でも、実効性を高めるために、研修等省略できるものを精査している状況です。

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

告示に書いてある上限方針の実効性を高めるために、都道府県は、条例等の整備などすると書いてありますが、条例の整備がこの7条を追加したということですね。具体的には、この7条には、市町村は規則を定めなさいということが書いてあるだけなので、果たしてこれが上限の実効性を保つための条例の整備なのだろうかと疑問に思ったということです。こういった指針はとても大事ですが、本当に実効性が保たれるのだろうかというところを懸念しております。

○佐藤教育長

恐らく、委員の皆様は、教職員の多忙化について、法令で定められているけれども、花巻の実態がそうなのか懸念されているのだと思います。それから、実効性を高めるためにどのような手だてを講じて月45時間、年360時間という中で収めるよう指導しているのかを教えていただきたいのだと思います。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

時間外勤務が月80時間超えの教職員については、医師との面談を希望によって行うということですが、実際には4月に月80時間を超えたのが、小学校で10名、中学校で16名、5月は、小学校は80時間から100時間までが1人、100時間超えが2人、中学校は、5月には80時間から100時間が5人、100時間超えが4人いらっしゃいましたが、実際に面談を依頼している先生方はいないということです。80時間超えは、学校長とも面談することにしておりまして、学校長は、業務量をどう改善して先生の仕事量を減らすのかということを検討し、その成果、方向性を教育委員会に提出していただいております。実際には昨年と比べて減っております。例えば5月は、昨年は、小学校で80時間から100時間が11名でしたが、今年度は1人、100時間超えが去年は1人、今年は2人となっております。80時間超えで合算すると、昨年度は12人、今年度は3人で、減っております。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響で研修の機会が非常に少なくなり、昨年度と同じ土俵で比べられない部分もあるかもしれません。中学校においては、部活動の制限がありましたので、80時間超えが、昨年度は5月が61名だったものが、今年度は9名となっております。実際に

パソコンを用いた電磁的な記録ですので、朝の勤務時間の前もカウントされます。そのため、当初は増えると予想しておりましたが、減っている状況でございます。

○佐藤教育長

部活動指導員、スクールサポートスタッフについてはどうですか。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

部活動指導員は全校に配置される見込みですし、新型コロナウイルス感染症の影響で、スクールサポートスタッフという事務補助が各学校に配置されることになりまして、スクールサポートスタッフにつきましては、30校の約半数の15校程度が、8月3日までにつくことになっております。現在、ハローワーク等を通して、人材を中部教育事務所が探していますし、こちらでも、学校にどのような人が要するのか希望を吸い上げながら、事務所に情報提供しているところでございます。

○佐藤教育長

熊谷委員

○熊谷委員

これは、勤務時間の規則という意味合いに私は受け取ります。それも大事だと思います。今までも教育委員会として、あるいは各学校で、業務内容の見直しということでそれぞれやっているといます。改めて確認する意味合いも込めて、例えば、市で統一されてやっていることや、各学校で行われ、講じている措置を、各学校が出す必要はなくとも、承知・把握することも非常に大事であると思います。今まである程度やられていることですので、それも確認したほうがいいのではないかと思います。

○佐藤教育長

佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

これは、継続して進めている、学校における多忙化解消プログラムです。教育委員会が実施するべきもの、学校が実施するべきもの等々を含めながら進めておりますし、校長会議でもお話ししているところでございます。

○佐藤教育長

全部で何項目あるのですか。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

全部で31項目あります。学校全体で取り組むものが9項目、各学校が選択的に取り組む事項ということで9項目、学校を支援するために教育委員会が取り組む事項として13項目をお示ししております。

○佐藤教育長

合計で31項目あります。勤務時間の減少の法律化・省力化の方向で進めてきております。その結果については、佐々木学務管理課長が述べたような状況ですが、まだ月80時間、場合によっては100時間という数字が出ているのが1つの実態でもあります。80時

間、100時間の原因は分かりますか。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

80時間超、100時間超は、副校長先生の業務量の多さによることが多いですし、あとは、新しく管外から転入された先生方に教える立場の先生が、4月、5月に長く学校にいらっしゃいます。また、教務主任の先生、学年主任の先生等が多いですし、6月はまだ全部の学校からは報告が来ておりませんが、6月は部活動の各競技をとりまとめる先生方が多い状況であります。

○佐藤教育長

データを見ると、80時間超や100時間超は副校長先生や主任クラスが多く、その理由で、新しく副校長として、あるいは、主任として着任された方の業務量が多いのでしょう。部活動については、部活動の時間は今きっちりと守っておりますが、逆に部活動指導員を配置することについての連絡調整が少し手間取っている様子も見えました。それから、新型コロナウイルス感染症対応で、業務が増えているという職員団体からの報告もありましたが、把握はどうですか。佐々木学務管理課長

○佐々木学務管理課長

時間的にというよりも、先生方が子供たちに手洗い、消毒を呼びかける等で精神的に疲弊している状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症によって業務量が増えたという実態は出ておりません。

○佐藤教育長

ほかにございますか。

(なしの声)

○佐藤教育長

なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号「花巻市立学校の教育職員の適切な管理のための措置等に関する規則」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第20号は原案のとおり議決されました。

議案第21号「令和3年度使用小学校教科用図書の採決に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

議案第21号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについ

て」を御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年令和元年第3回教育委員会議定例会において、新学習指導要領に基づき令和2年度から使用している小学校教科用図書11教科13種目について、採択に関し議決をいただいたところでございますが、今年度、採択地区協議会の構成が、花巻市・北上市・西和賀町で構成する花巻・北上地区から、これに遠野市を加えた中部地区教科用図書採択協議会に変わりましたことから、改めて採決に関し議決を求めるものであります。

なお、令和3年度から使用する小学校教科用図書につきましては、過日行われた中部地区教科用図書採択協議会において協議した結果、今年度から使用している教科用図書からの変更はございませんでした。議案書6ページを御覧願います。採択しようとする教科用図書の教科名、種目名、発行者、書名につきましては、議案書に記載のとおりですので説明を省略させていただきます。また、採択理由は議案第21号資料に記載のとおりでありますのでお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

今の説明に補足いたしますと、共同採択ということで、今年は遠野地区が従来の花巻・北上地区に加わって、今年から中部地区採択協議会と名称を変えました。そこで、昨年度花巻・北上・西和賀の地区で採択した教科書と、遠野・釜石地区で採択した教科書の4種目の教科書が違っておりました。共同採択の趣旨から、やはり1つのものを採択しなければならないということで、改めて採択という協議を行いました。その結果、花巻としての変更はなかったというところが、大まかな趣旨です。このことについて、質問あるいは御意見あればお願いいたします。役重委員

○役重委員

前に御説明いただいていたかもしれませんが、そもそも枠組みが変わったのはどうしてでしょうか。採択地区が変更になったのは、県全体で見直しがあったということでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

遠野市、釜石地区が分かれて沿岸と中部地区に来たのかという具体的な説明は県からは聞いておりませんでした。採択地区を区割りするのは、県の教育委員会になっております。それぞれの文化、歴史的・地理的なところを踏まえてということがありましたので、県から遠野市が今度北上・花巻地区に入るという連絡を受けて、このような手続きを進めたところでございました。

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

そうしますと、釜石は単独の採択ということですか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

釜石地区は沿岸南部、陸前高田市、大船渡市、住田町に入ったということです。遠野地区が花巻に入りました。遠野・釜石地区が2つに分かれた形になります。

○佐藤教育長

大槌・釜石も沿岸南部に入ったということです。それから、本来、遠野は中部教育事務所に属しています。花巻・北上と同じような方針で、いろいろな教育環境等も含めて進めているということです。そこで、釜石と遠野、大槌含めて、いろいろ御検討された上、遠野が花巻に、釜石・大槌が沿岸南部に教科書採択の区割りとして、それぞれ変更したほうが好ましいのではないかという背景があるようです。小学校についてももう1回議決をしなくてはなりません。経過措置も必要ではないのかということもお話ししましたが、県あるいは国からも、共同採択、いわゆる無償措置法に沿った形で統一してほしい、するべきだということを受けて、あえてこの採択の手続きを行ったということでもあります。ほかに質問等ございませんか。役重委員

○役重委員

遠野で4種目の違いがあったとお聞きしたのですが、それについては、何の教科なのかということもありますが、遠野では、まず、遠野の委員からは支障があるという御意見はなく、採択になったということによいでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

中学校につきましては、調査の研究員等、それぞれ組織的に調査を踏まえての議論でしたが、小学校は、県のご助言・指導を受けて、昨年度の検定の資料を用いて協議して構わないということでした。それを踏まえて協議したときに、協議会の中は全会一致でしたが、遠野市からも、今の北上・花巻地区で採択しているもので構いませんという了承もいただいて、全会一致で決まったところでございます。

○佐藤教育長

今御質問あった4つは、国語の書写、体育・保健、外国語・英語、特別教科の道徳の4つでした。ですから、当然、変更することになると、継続性・連続性から好ましくないのは、どこの地区も共通しておりますが、遠野市で、この4つの種目について、昨年度の調査結果、検討の経過等について、花巻地区の資料等も勘案しながら、この4つについて、

遠野で変更しても、これでやっていきたいという申し出をいただいて決定した形でございます。当然、遠野地区の学校の先生方にとっては、指導計画をつくり直す作業はあり、連続性や継続性、それも踏まえた上で協議した結果、こういった形で決定いたしました。ほかにございませんでしょうか。衣更着委員

○衣更着委員

採択委員に選ばれる人たちはどういう方々なのでしょう。去年私は選定委員として北上に行った経緯もありますが、いくら発言しても、既に決まっていると感じたものですから、選択の決め手になるような、こういった先生たちが採択に携わったのかをお聞かせ願えればと思います。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

採択協議会で検討する中身、教科書の選定の際に使う資料は主に2つございます。1つは、調査・研究員の報告です。調査・研究員は、現場の先生方や指導主事等で構成されます。1教科3人から多くて5人ほどのグループで検討された意見が出てきます。もう1つは、昨年度、衣更着委員が御出席された調査検討委員会議の協議の報告がございます。検討委員の構成は、PTA等の保護者代表、学校長などの学校代表、4つの市町からそれぞれ出されます。それから、教育委員関係者として、それぞれの教育委員の皆様から合わせて12名の構成で、検討委員会での意見も反映されます。加えて、教科書は2週間ほど展示されますので、見にいらした方の御意見も反映されます。あとは、それぞれの学校から出された意見も反映されますので、その4つの意見を踏まえて、採択協議会では、どれを採択するか決めることになります。

○佐藤教育長

採択協議会が5月7日にスタートして、最終的に7月17日に採択しましたが、組織は、調査検討委員会が、保護者、校長あるいは副校長主幹教諭、教諭の代表、それから教育委員会関係者の12名で構成されて、2回検討します。意見を述べる機会、それから、実際に細かい研究をするのは、教科用図書の研究員、指導主事、校長、副校長、主幹教諭といった、いわゆる現場指導に当たっている立場の者、あるいは、教科等について詳しい立場の者が全員で50名になりますが、つぶさに研究し、中学校は9教科16種目、69の教科用図書を全てチェックして、研究結果を検討委員会にお諮りして御意見を伺い、その意見をさらに採択協議会で議論した結果であります。非常に時間的に制約された中でお話ししますので、細部について全てお話することは難しい部分もあったかもしれませんが、外部からの各学校からの意見、あるいはそれぞれの市、町で展示会をして、そこにもたくさんおいいただき、御意見をいただいて、それらを全部総括した上で採択をしていく作業であります。このことについては、次の中学校の部分についても全く同じであります。小学校の件についてはよろしいでしょうか。

(なしの声)

それでは、質疑なしということで、議案第21号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択に関して議決を求めることについて」原案のとおり決することで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。続きまして、議案第22号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて」を議題といたします。佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

議案第22号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて」御説明申し上げます。教科用図書は、学習指導要領に基づき教科書会社が編集し、その翌年に文部科学大臣の検定を受け、3年目にその中から市町村教育委員会が採択し、4年目に各学校で使用を開始する流れになっております。

本議案につきましては、新学習指導要領に基づき、令和元年度検定で合格した中学校教科用図書の中から、10教科16種目について採択しようとするものであり、過日行われた中部地区教科用図書採択協議会の結果をもとに、採択に関し議決を求めるものでございます。議案書7ページを御覧願います。採択しようとする教科用図書の教科目、種目名、発行者、書名につきましては、議案書の記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。また、採択理由につきましては、議案第22号資料に記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

中学校の教科用図書について説明がありました。この件について、質疑の方ございましたらお願いいたします。先ほど教科書を御覧になった御感想もいただければありがたいと思います。役重委員

○役重委員

採択協議会と調査部会、保護者代表も含めて、こういった御意見があったのかを伺います。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

保護者・学校関係者・教育委員の皆様から成る調査・検討委員会が出されました主な内容については、大きく2点ございます。1点は、中学校の教科書は、2次元QRコードが多く、見るためには、タブレット等の機器関係も必要になります。したがって、今後の機器関係の整備も必要になってくるのではないかという意見が出されました。もう1点は、新学習指導要領は、教科書は先生方にとっても、子供たちにとっても分かりやすい、とすればマニュアル化された、教え方を細かく指示される部分もありますので、先生方個々の個性が発揮されるよりも、一律な教え方がされるのではないかと思います。その中で、先生方の資質向上だけでなく、子供の実態に応じて、よりわかる授業、きめ細かな指導や授業が行われることも大事になってくるのではないかという御意見が出されました。中身については、採択協議会でも、どの教科書を採択するかという視点の1つになりました。

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

2点目の教え方に関して、確かに、手取り足取り、マニュアル化されているのは私も感じたところですので、ぜひ現場で、教科書を踏まえつつも、先生方が実態に応じた教え方ができるような御指導をお願いしたいと思います。

○佐藤教育長

ほかにございませندでしょうか。御感想でもよろしいかと思います。熊谷委員

○熊谷委員

教科書のサイズが大きくなっている、それから資料内容が増えているので、図や写真が豊富で厚くなっています。例えば5教科の教科書をザックに詰めて登下校するとなると、子供たちも大変ではないかと思ったところです。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

その点についても、以前に文部科学省から通知が出されておまして、これまでは、必ず学習道具を持ち帰って家で勉強して、自分でそろえて持ってきてほしいという指導方法が主流でしたが、ザックが10キロを超えてしまう実態もありますので、必要なものは持ち帰り、先生の指示で学校に置いていけるものは置いておくようにと、指導も変わってきております。御覧のとおり、サイズも広くなって、ページ数も多くなっておりますので、全教科持ち帰るとすれば、自転車等の移動も、特に中学校1年生は大変だということで、各学校でも配慮している状況でございます。

○佐藤教育長

中村委員

○中村祐美子委員

たくさん教科書があると思いますが、中部地区で、教科書を選定するに当たって特に気に留められた点があれば教えてください。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

研究員は、指導主事や学校の教員関係者が、グループでそれぞれの教科書を見比べて教科書の特徴を説明するのですが、協議会では、地域の実態も踏まえて説明されました。地域の実態も、教科によってさまざまでした。ある教科では、知識や技能をしっかりと定着させる必要がある、ある教科では、学力の3つの要素のうちの1つ、主体的な態度、勉強を自分からしていこうという態度が養われるということが課題になっている、ある教科では、思考や判断の考える力をこの地区では育てたい等、学力や実態を踏まえて教科書の特徴が説明されました。ですので、一律ではございませんでした。ただし、各教科の検討委員には指導主事も入っておりますので、地区のさまざまな学力データを踏まえて検討いたしました。子供たちに普段教えている様子・意欲、県の学力調査や全国の学力調査を踏まえて、どういう状況か、この教科ではこれを養う必要があるという実態を踏まえて選定いたしました。

○佐藤教育長

50名の研究員が、調査研究する場合の1番最初の重点は、まず子供たちの実態に即して、何が大事で、それをどのように伸ばしていくという視点が教科用図書にあるかということです。中村委員

○中村祐美子委員

今、リストアップされている教科書の中で、今まで使用していたものと違う出版社の教科書があれば教えてください。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

花巻市で今使っている教科書と来年度から変わるものは、2教科あります。1つは理科です。啓林館のものに変わります。もう1つは道徳です。学研教育未来のものに変わります。例えば理科は、先ほどの選定理由の1つに、啓林館の教科書は、思考力・判断力等、考える力を養うのに適していると考えられたことがあります。考え方が教科書に示してあり、振り返りとして自分の考えをまとめて書く部分もあります。だからといって知識・技能は、おろそかにされているわけでもございません。啓林館の教科書の2次元QRコードも、例えば1年生ですと50以上も入っていて、そこには顕微鏡の使い方なども動画で見られる教科書になっておりますので、選定理由として挙げられました。道徳は、それぞれの教科書発行者も工夫されておりますが、特に学研未来のものは岩手県の復興にかかわる内

容が中学校全部の学年に入っている点も理由として出されました。

○佐藤教育長

2つの教科書について、相当時間をかけて協議しました。今、説明があったとおりですし、理科については、実験、考え方等の手順が非常に丁寧だったということです。それから、道徳についてはいろいろな考え方がありますが、今日の道徳の狙いはこれです、と前面に出していくやり方、あるいは、資料を見ながら、授業をしながら気づいていくやり方、どちらの考え方もございます。それから、資料そのものの分量・図版を総合的に勘案して、学研教育未来の教科書の選択に至ったという協議の過程がございました。ほかにございませんでしょうか。中村委員

○中村祐美子委員

教科書の件ですが、選定理由等に議決内容について、公開は9月に入ってからと冒頭でお知らせいただきましたが、各教科の教科書についての選定理由も公開されるのでしょうか。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

議事録等は、1語1句ではなく大まかなものは開示される予定です。あとは、選定された各教科書の総合所見のような形で、この教科書にはこういう特質・特性があることを開示する予定になっております。

○佐藤教育長

すべて国の検定を受けて絞り込まれた教科書ですので、欠点があるというよりは、長所の比較になります。ここがだめだったのではなく、ここがよかったという形での選択ということで御理解願えればと思います。それでは、ほかに質疑の方ございませんか。衣更着委員

○衣更着委員

道徳の教科書を最初に見て、選定されたのは読みもの中心ではなくて、ディスカッションの材料になるようなものを選んだような気がいたしました。道徳は答えを出す教科ではありませんが、答えを出す授業については見方がいろいろあるとは思いますが。それから、社会は、1人の先生が4つの教科書を持って教えるのでしょうか。歴史は、ただ何があったということのほかに、何を背景にどんな政治があって、何がだめで何がよかったという公民的分野を融合した形がよいと思います。4つの教科書を使って関連付けた授業をすることがいいと思いますが、昔は、何があったという、歴史だけであまり意味のないことを学んだような気がしてしまっています。また、公民的分野のお金のことについて、50歳の今になって疑問を抱くことがあります。ですから、お金、税金についての学びを中学生のうちからすることも必要であると考えます。関連付けて、総合的に地理も含めて授業をすることが望ましいと思っています。環境についての深い理解等がもう少し詳しくあればよ

いと思っております。環境問題は、重点的に考える必要があると思います。

○佐藤教育長

佐々木学校教育課長

○佐々木学校教育課長

今、委員から出されました3つのことは、検討委員会議、採択のときに、研究員からも同じように重要事項として出されました。道徳も「考え議論する道徳」となっておりますので、価値を押しつけるのではなく、オープンに子供たちが話し合えるようにということです。先ほど教育長が説明されました、今回採択された教科書も、例えば、松井選手が出てきますが、友情、公共の精神ではなく、松井選手が言った1つのフレーズ「私は人の悪口を言っていません。」から始まります。なぜ言い切れるのだろうかと子供が興味を持って道徳に入るような工夫がされている教科書です。価値の押しつけではなく、子供たちがオープンに議論できるように配慮されている点で選ばれております。2点目の社会科については、中学校では、各学年単位で担当を決めている学校が多いのですが、公民だけであるとか、分野で担当が分かれている学校もございます。高校はどちらかといえば分野で分かれていると思いますが、中学校は学年で分けている学校が多いと思います。

例えば公民の教科書にもQRコードがあり、公民分野で政治のことを学習した最後のまとめのところにあるQRコードを読み取ると、地理や歴史で関連する部分の資料が出るような仕組みになっておりますので、衣更着委員が話された各分野の関連にも配慮されている教科書でありました。社会科の中でも、衣更着委員のおっしゃる、例えば金融教育、消費者教育、主権者教育と絡めた内容も入っておりますし、先生方もそういった内容を意識した授業を行っております。身近なものに置きかえて考える授業に転換している状況です。理科につきましても、委員がおっしゃる、知識だけでなく環境問題に使える視点を大切にするという声が研究員からも挙げられました。思考や判断、ただ技能や知識を入力するだけでなく、それをどう使うかを大事にしたいということで、この教科書が選ばれております。理科で学習した中身を、環境問題でどう生かすかが学習の発展にもございます。そういったことを考える力も育てたいという教科書の選定理由であります。

○佐藤教育長

衣更着委員

○衣更着委員

全部を見ていないので、きちんと載っているかもしれませんが、その点をご容赦願います。

○佐藤教育長

新学習指導要領の大きな柱に、カリキュラムマネジメントがあります。今まではそれぞれの教科単位でしたが、例えば、同じ教科の中でも、社会科の歴史の中で地理、現代社会、そして公民に触れるといった教科内でのつながりをしっかりしていくことと、ほかの教科との関係、同じような題材がありますが、しっかり整理して連携してやってください

ということです。それから、中学校であれば小学校、高校とのつながり、小学校でやっていたはずだから、中学校でやらないとかではなくて、子供たちがどうやって勉強してきたかというつながりも大事にして、高校では、今度こうした発展をしていくことも大事にすることが求められているということです。それから、QRコードについては、非常によくできておりますので、会議が終わった後にでも、ぜひお試しくださいと思います。総じて、SDGsという理念に教科全体がつながっていく、学校教育がつながっていくということで、これからはそういった方向での学習形態・理念が強くなると思われます。ほかによろしいですか。中村委員

○中村弘樹委員

検討委員会に誰が行ったのかと皆さんが思っていると思いますが、私が行きました。毎回行くのですが、検討委員会ときは6出版社ある中から2社を選んで、そこから1つを選んでおります。研究員の先生がわかりやすく全体の教科書の説明をしていただいて、候補となる2つをまず選んで、選んだ理由を提案していただいて、それに対してPTA、学校関係の先生方が意見を述べる形です。私は教科書の採択に毎年参加しているのですが、教科書のフォントが変わってきたり、ユニバーサルデザインを取り入れたりして子供たちにも見やすいですし、先生方が教えやすくなっていると感じておりました。研究員の先生方を信じて中部地区に合う教科書を選ばせていただきました。感謝申し上げます。

○佐藤教育長

ありがとうございます。ほかに質疑のある方はございますか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、お諮りいたします。議案第22号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択に関し議決を求めることについて」を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり議決されました。日程第2、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。小原教育企画課長

○小原教育企画課長

報告事項1つ目、花巻市学校施設長寿命化計画の策定に向けた地域住民説明会の開催等について御報告申し上げます。着座して説明させていただきます。中村祐美子委員に対しては初めての説明になりますが、学校施設の長寿命化計画につきましては、昨年の7月24日、12月20日の教育委員会協議会において、令和元年度中に策定する予定ということで御

説明させていただいておりましたが、その後の内部検討の中で、計画案は住民説明会を実施した後の令和2年度中に策定することになりましたので、御報告させていただきます。

報告事項の資料No.1により御説明申し上げます。1の花巻市学校施設長寿命化計画の策定についてですが、この計画は、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を併せて実施する再生整備と予防保全による長寿命化とともに、財政支出の縮減と平準化を図ることを目的として、令和2年度に策定を予定するものであります。そして、この計画案については、広く市民の皆さんの御意見をお聞きするために、本計画と同様に、令和2年度中に策定を予定しております、他の計画案の説明と併せて地域住民説明会を開催いたします。その内容が、2、説明会についてです。(1)は今般の説明会に付す計画案の種類でありまして、1つ目は、公共施設マネジメント計画の実施計画編の素案、計画期間が令和2年度から令和5年度までの4か年となっております。2つ目が、本計画案であり、文部科学省が示す計画の手引に基づき、計画期間は今後40年間とし、本年、令和2年から令和41年までとするものであります。3つ目が、公園等施設長寿命化計画で、計画期間は令和2年から令和9年の8年間となっております。(2)はスケジュールです。8月6日は議員説明会、8月19日から22日までは、市内4か所での市民説明会を予定してございます。

2ページ目を御覧願います。3の学校施設長寿命化計画案の内容であります。この計画案は、文部科学省が平成27年4月に策定した学校施設長寿命化計画策定に係る手引及び平成29年3月に公表した学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に掲げます、計画の構成内容により作成されましたシミュレーションソフトを文科省で作成しております。名称は「長寿命化計画の様式」であります。各地方公共団体が保有している学校施設台帳や児童生徒数、建築計画等の情報を入力することによって得たデータによって策定してございます。よって、計画の構成や長寿命化に関する文言等の基本的な部分、計画期間40年間等については、文部科学省が示すとおりの内容となっております。なお、文部科学省からは、本内容による学校施設の長寿命化計画を令和2年度までに策定することが、今後の国庫補助の採択の要件として示されてございます。前回、昨年12月20日の教育委員会協議会での説明以降に生じた主な変更点であります。本日は、時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただき、後ほど、別添資料No.2、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。この資料に記載のとおり、資料No.1①の主な変更点の1点目は、計画策定の時期を令和元年度に予定しておりましたが、令和2年度に変更したことにより、この資料に記載の各種データの基準点を1年ずらしております。このことによる時点修正が相当数ございます。対照表は30ページです。直近5か年の整備計画として従前示しておりますが、前回は令和元年度を含め令和5年度までの5年間としておりましたが、令和2年度から令和5年度までと、本年度策定予定している公共施設マネジメント計画の実施計画編、そして、花巻市まちづくり総合計画第3期中期プランの計画期間との整合を図り、整備計画の期間は4年間とするように修正を加えてございます。資料No.4は、何度かお渡ししてござい

すが、市内小・中学校別の建物情報を拡大したものでございます。新旧対照表は非常に字が小さいのですが、修正内容は、基準年を令和2年度、2020年に変更したことにより、築年数がそれぞれ1年増えたものでございます。これ以外の修正はございません。資料No. 1、2ページ目の主な修正点の2つ目、②についてはこの後、教育委員会協議会で御説明する内容となりますが、適正規模・適正配置に関する基本方針の資料の一部修正に伴い、本計画案に記載する児童生徒数の将来集計について、推計の期間を可能な限り長期間とするとともに、基本方針の策定時点において生じた数値の誤り等を修正するものでございます。こちらは、拡大したものを資料No. 3として添付しております。横長の資料の表でございますが、従前は、令和12年、2030年までの推計としていたものを、令和20年、2038年までの推計としたものでございます。この結果、表を御覧いただきますと、花巻市が合併した平成18年の児童生徒数8,862人と比較して、令和20年には4,393人、50.4%の減少となり、合併時から約半分になることが見込まれることを示す資料でございます。

主な変更点3点目は、資料No. 5を御覧いただきたいと思います。5月に文部科学省が策定したパンフレットの抜粋であります。(3)大規模な改修等に関する措置ということで、下線を引いてございます。文部科学省では、大規模改修のメニューとして大きく3つのメニューを用意してございます。1つ目の長寿命化改修事業につきましては、いわゆるビフォーアフターの大規模な改修でありまして、学校建築後40年以上経過して、以後30年以上使用できる施設を対象とし、原則的には、構造躯体となる骨組み以外を全面的に改修する事業であります。補助率は3分の1でございます。

2つ目の本年度からの新メニューですが、1つ目の長寿命化改修事業の実施を前提とし、建築後20年以上40年未満又は長寿命化改修後20年以上経過したものに対する予防的な改修事業が追加されました。3つ目の大規模改修・老朽事業は、従前からのメニューであります。建築後20年以上の建物に対し、外部と内部の両方を全面的に改修するものです。ただ今説明いたしました、2つ目と3つ目の事業は非常に似通っております。主な違いは、パンフレットに記載の事業の下限額、2つ目は3,000万円以上の事業、3つ目は7,000万円が下限でございます。対象は、3つ目の老朽が全面的という文言がございます。比較すると、2つ目、今年からできた予防改修事業のほうが、よりリーズナブルで活用しやすい事業になったとメニューを整理されたものと理解してございます。予防改修という、2つ目のメニューの創設により、類似している3つ目の大規模改造の事業は、令和4年度までの経過措置を経て今後廃止される予定でございます。この国の財政措置等のメニューについて、新旧対照表では31ページの表であります。この整備計画の中に説明を加えたことが主な変更内容になってございます。花巻市において、計画期間中に、国の、このような財政措置を活用して実施を予定しておりますのは、1つ目の長寿命化改修事業のみですが、本年度、小学校1校でこれら国の補助メニューの申請要件に合致するかどうかという調査を実施しております。具体的には、構造躯体となるコンクリートの劣化状況がこの事業による補強改修で、以後30年以上維持できるものかどうかといった調査を実施い

たしますが、この結果に問題がなければ令和3年度には実施設計、令和4年度以降に工事を計画することを予定しております。以上駆け足で雑駁な説明でございますが、本内容により、御報告申し上げます。

○佐藤教育長

駆け足での報告ですので、細かいところはまだ確認が必要かと思いますが、ただ今の報告について質疑のある方、よろしくお願いいたします。役重委員

○役重委員

これは、本体の公共施設マネジメント計画の大もとの40年計画の実施計画をローリングしていますよね。実施計画を作る際にグループワークをしたり、住民を集めたりしてやっていました。それが実際に動いていくと思います。住民協働で作った計画ですが、実施状況、反映状況、PDCAは回っているのでしょうか。直接学校施設長寿命化計画には関係ありませんが、全体としては関連づいておりますので、状況をお聞かせください。

○佐藤教育長

小原教育企画課長

○小原教育企画課長

この計画の位置づけですが、新旧対照表の5ページ目でございます。位置づけは、ただ今役重委員からお話がありました、花巻市公共施設マネジメント計画編の基本方針編がございまして、40年の計画になってございます。実は、花巻市の学校施設長寿命化計画は、その基本方針編にぶら下がる個別施設計画という位置づけでございます。本体の公共施設マネジメント計画の実施計画編も、これから策定する内容でございます。既に議員説明会は終えておりますが、私どもの計画と併せて住民説明会を実施して、さらに意見を聞いていくことを予定してございます。基本方針編自体の、市民参画のPDCAの関係は具体を把握しておりません。申し訳ございません。

○佐藤教育長

役重委員

○役重委員

お話があったように、大もとは基本方針ですので、そこで意見をいただいたことや、こういう計画にしてほしいということが語ったきりで終わっているのではなく、個別のぶら下がる計画にもその意を酌んでいくということなので、しっかり、どういう議論、どういう考え方でその基本方針が定められたのかを分かった上で、説明会に臨んでいただく必要があると思います。住民にとっては膨大な説明は分からない話なので、もともとの基本方針の考え方は何かということになろうかと思います。

○佐藤教育長

小原教育企画課長

○小原教育企画課長

ただ今のお話も受け、今後の市民説明会に臨んでまいりたいと思いますし、いただいた

意見に関してもそれぞれ踏まえながら、今後計画案の策定に向けて進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。何かお気づきの点ございませんか。熊谷委員

○熊谷委員

昨年度もお伺いしたと思いますが、今回示された案は、全てこの住民説明会にも出すということですか。

○佐藤教育長

小原教育企画課長

○小原教育企画課長

本日は昨年からの比較ということで、新旧対照表でお示ししておりますが、計画案をそのままお出しする考えで予定しております。

○佐藤教育長

熊谷委員

○熊谷委員

この建物情報一覧表を見ますと、色濃いところが先ほどのように対応する必要があるという意味合いを示すのですが、例えば、具体的に太田小学校の校舎と体育館は、直近の計画の中には入っておりません。説明で、疑問を抱く市民の方々がいらっしゃいます。特に、西南地域の方々にとれば重要関心事だと思います。疑問に対応する説明はしっかり押さえておくべきだと思います。

○佐藤教育長

小原教育企画課長

○小原教育企画課長

御指摘のとおり、本計画案への疑問等が寄せられることは想定してございます。今お話のあったとおり、太田小学校は、今年で51年目を迎えるというのに、整備計画には載っていないとか、そういった部分は多く出てくると思っております。この整備計画は、さまざまな要因がありますが、昨年4月に策定した適正規模・適正配置に関する基本方針等を踏まえ、例えばまずは複式学級を解消するだとか、基本方針に定める内容を踏まえての整備計画になってございますので、そういった内容もお示ししながら、住民からの御質問等に対してお答えしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○佐藤教育長

それでは、ただ今の報告に対する質疑を終結します。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。大変たくさんの協議、ありがとうございました。